

令和元年第5回玉城町議会臨時会会議録

- 1 招集年月日 令和元年10月18日(金)
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和元年10月18日(金)(午前9時00分)
- 4 出席議員 (13名)

1番 福田 泰生	2番 渡邊 昌行	3番 谷口 和也
4番 津田久美子	5番 前川さおり	6番 山路 善己
7番 中西 友子	8番 北 守	9番 坪井 信義
10番 奥川 直人	11番 山口 和宏	12番 風口 尚
13番 小林 豊		
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副町長 田間 宏紀	教育長 中西 章
会計管理者 東 博明	総務政策課長 中西 元	税務住民課長 田村 優
保健福祉課長 藤川 健	産業振興課長 西野 公啓	建設課長 中村 元紀
教育事務局長 中西 豊	上下水道課長 真砂 浩行	病院老健事務局長 中世古憲司
生涯教育課長 平生 公一	地域づくり推進室長 里中 和樹	防災対策室長 山口 成人
生活環境室長 見並 智俊	地域共生室長 奥野 良子	
- 7 職務のため出席した者の職・氏名
議会事務局長 山下 健一 同書記 川口 文香 同書記 尾中 亮太

8 提出議案

- | | |
|---------------|----------------------------|
| 第1 会議録署名議員の指名 | 1番 福田 泰生 君 |
| | 2番 渡邊 昌行 君 |
| 第2 会期の決定 | 1日間 |
| 第3 諮問第2号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 第4 議案第78号 | 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて |
| 第5 議案第79号 | 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 第6 議案第80号 | 玉城町職員の旅費に関する条例の一部改正について |

(午前9時00分 開会)

◎開会

- 議長(山口 和宏) 只今の出席議員数は、13名で定足数に達しております。
よって、令和元年第5回玉城町議会臨時会を開会します。

開会にあたり、町長から臨時会招集の挨拶があります。町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 令和元年第5回玉城町議会臨時会のかいさい開会にあたりご挨拶を申し上げます。台風19号によりまして各地で甚大な被害が発生いたしました。亡くなられた方に対してのご冥福をお祈り申し上げます。また、被害に合われた皆様方に対して心からお見舞いを申し上げる次第であります。本日も審議を賜る内容につきましては、ご案内のとおり、人権擁護委員または、教育長の選任につきましての人事案件、さらに、地方公務員法の改正によりますところの玉城町条例の一部改正という内容になってございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。挨拶といたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(山口 和宏) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、1番、福田泰生君、2番、渡邊昌行君の2名を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長(山口 和宏) 次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。したがって、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

暫時休憩します。

(午前9時 3分 休憩)

(議会書記:休憩中に議案書を配る)

(午前9時 4分 再開)

◎日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長(山口 和宏) 再開いたします。

次に、日程第3、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、

提案理由を申し上げます。人権に関する課題が複雑化し、年々住民のニーズは多様化しております。人権意識は普及して参りましたが、今の自分の人権のみを主張し、他人の人権を顧みない風潮が見受けられます。

現在、人権擁護委員として活動していただいております、北岡妙子氏の任期が令和元年12月31日をもって任期満了となりますが、人格識見ともに適任と考え、引き続き、同氏を人権擁護委員として、法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。なお、補足説明は省略させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(山口 和宏) 提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

本案については、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

これから、諮問第2号を裁決します。この裁決は、起立によって行います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○13番(小林 豊) 休憩動議。

○議長(山口 和宏) 他、賛成の方はありますか。

(「賛成」の声あり)

暫時休憩します。

(午前 9時 5分 休憩)

(午前 9時 6分 再開)

○議長(山口 和宏) 再開します。

先ほど、小林議員から、ご指摘のありました起立によっての件でございますが、それについては私のほうの不徳の至るところでございましたので、ここで陳謝をさせていただきます。以後、気をつけますのでご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、諮問第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり推

薦することに同意の方は、起立願います。

(起立全員)

○議長(山口 和宏) 全員起立です。

したがって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

(午前9時 6分 休憩)

(議会書記:休憩中に議案書を配る)

(午前9時 7分 再開)

◎日程第4 議案第78号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長(山口 和宏) 再開します。

これより、日程第4 議案第78号の審議に入ります。議案は人事案件ですので、教育長 中西 章君は、退出をお願いします。

(教育長 中西 章 退出)

日程第4、議案第78号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 議案第78号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

本町教育委員会教育長の中西章氏は本年11月8日をもって任期満了となりますが、同人の人格および執権は教育長として適任であると考えますので引き続き教育長に任命いたしたく地方教育長の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○議長(山口 和宏) 提案理由の説明は終わりました。

これから、提案者に対し、質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

「質疑なし」と認めます。これで、提案者に対する質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前9時 8分 休憩)

(候補者 中西 章 氏 入室)

(午前9時 10分 再開)

○議長(山口 和宏) 再開します。

次に、候補者に所信表明を求めます。候補者 中西 章 君。

《 候補者 中西 章 氏 登壇 》

○候補者(中西 章) このたび、辻村町長より教育長の任命を受けることとなりました。田間前教育長の後を引き継ぎ、1年4か月の経験を活かし、今後も子どもたちや地域のみなさんのために働いていきたいと思えます。具体的に学校教育においては、子どもたちの命を守る取り組みを第一におき、いじめをなくすことをはじめ、災害時の避難や通学路の安全点検整備等に取り組んでいきたいと思えます。

また、子どもたちが自分の夢を実現できるよう、基礎学力の定着を図るとともに相手を思いやる心や、自分を大切に育て、心豊かな子どもたちの育成を目指していきます。学校に出にくい子どもたちの居場所作りや、子どもたちの悩みや思いを受け止められるような取り組みも考えていきたいと思えます。社会教育においては文化財の保護や利活用について取り組んでいきます。玄甲舎をはじめ玉丸城跡、奥書院、町指定の文化財など歴史的価値のある建造物や地域に残る行事、天然記念物等を後世にのこしていけるよう努めていきたいと思えます。また、子どもたちや地域の皆さんが利用しやすい図書館の充実も積極的に行っていきたいと思えます。生涯学習においては誰でも、いつでも、どこでも、楽しく学ぶを基本に町民のみなさんが楽しく参加できるスポーツ活動や文化活動を地域の皆さんとともに充実していきたいと思えます。

以上簡単ではございますが、私の所信表明とさせていただきます。

○議長(山口 和宏) 所信表明は終わりました。

これから、候補者に対する質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

「質疑なし」と認めます。これで、候補者に対する質疑を終わります。

中西候補者は再度退出をお願いします。

(候補者 中西 章 氏 退出)

お諮りします。本案については、討論を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

これから、議案第78号を裁決します。この裁決は、起立によって行います。

議案第78号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて 同意の方は、起立願います。

(全員起立)

起立全員です。

したがって、議案第78号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては同意することに決定しました。

暫時休憩します。

(午前9時 12分 休憩)

(教育長 中西 章 氏 入室)

(午前9時 13分 再開)

○議長(山口 和宏) 再開します。議案第78号は、ただいま可決されましたので、教育長の発言を許します。

教育長 中西 章君。

○教育長(中西 章) ご承認いただきましてありがとうございます。所信表明の中でも述べさせていただいたように、今後、子どもたちや地域の皆さんのために一生懸命働きたいとします。今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしく願いたします。

簡単ではございますが就任の挨拶にかえさせていただきます。

◎日程第5 議案第79号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長(山口 和宏) 次に、日程第5、議案第79号、玉城町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題にします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 議案第79号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

本議案は成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律において地方公務員法の一部が改正されたことに伴い規定を整備するため所要の改正を行うものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

○議長(山口 和宏) 提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております本議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

「異議なし」と認めます。

これから、質疑、討論、採決を行います。

まず、本案についての質疑を行います。

発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

質疑なしと認めます。これで、本案に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第79号を裁決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員です。したがって、議案第79号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり承認されました。

◎日程第6 議案第80号 玉城町職員の旅費に関する条例の一部改正について

○議長(山口 和宏) 次に、日程第6 議案第80号 玉城町職員の旅費に関する条例の一部改正についてを議題にします。

町長より、提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 議案第80号 玉城町職員の旅費に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本議案はただ今の前議案同様、成年後見人等の権利に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律において地方公務員法の一部が改正されたことに伴い規定を整備するため、所要の改正を行うものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

○議長(山口 和宏) 提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております本議案についても、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

「異議なし」と認めます。

これから、質疑、討論、採決を行います。

まず、本案についての質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

質疑なしと認めます。これで、本案に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第80号 を裁決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第80号 玉城町職員の旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり承認されました。

○議長(山口 和宏) これをもって、本臨時会に付議されました案件の審査は終わりました。

したがって、令和元年 第5回玉城町議会臨時会を閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

これで、令和元年 第5回玉城町議会臨時会を閉会します。

閉会にあたり、町長挨拶 を願います。

町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 閉会にあたり挨拶を申し上げます。提案のすべての議案について承認を賜りましたこと厚くお礼申し上げます。引き続き町政推進にご理解ご支援を賜りますことを願ひ申し上げてお礼の挨拶とさせていただきます。

○議長(山口 和宏) 閉会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。先ほど承認されました教育長におかれましては、今後とも変わらぬ教育行政に介しましてのご尽力いただきますようよろしくお願いいたします。また、議員各位におかれましては、すこしご迷惑をおかけしましたことお詫び申し上げますとともに、今後ともしっかりと運営に関しては協力いただきますようお願いいたします。本日はご苦労さまでした。

(午前9時26分 閉会)